

# 総務省における平成30年度ワークライフバランス推進強化月間における取組方針

幹部・管理職員によるマネジメントの強化や職員の意識改革を進め、テレワーク等のICT・多様な勤務時間制度の活用や業務の効率化等に努めることで、全ての職員が仕事の生産性を高め、超過勤務を縮減しプライベートも充実させることを目指す。

## 〈取組事項〉

### 1 幹部からのメッセージ発信・幹部の意識改革

- ・職員へメッセージを発信し職員の意識改革を図る
- ・幹部職員は自ら働き方改革に取り組むことを宣言するための「働き方宣言」を作成・周知
- ※セミナー等受講後、局長級から順次実施

### 2 テレワークの推進

- ・テレワーク・デイズに合わせたテレワークウィークの実施。
- ・目標：WLB月間終了時までには、職員（業務の性質上実施困難な者除く）の5割の利用（本省課長級以上の幹部職員は最低1回実施）
- ・台風等の業務継続を念頭においたテレワーク、ウェブ会議、サテライト型のテレワークの実施を推奨

### 3 多様な勤務時間制度の活用

- 職員の個別の事情に合わせて、「ゆう活」※、フレックスタイム制など多様な勤務時間制度の活用を促進
- ※終業時刻を17:15分までに割り振ること

### 4 両立支援制度・制度の活用事例等の周知

- フレックスタイム制等の勤務時間制度、両立支援制度、育児中職員の経験談、各種制度の併用等に関する好事例、業務効率化に資するツールの使い方等の周知

### 5 オフィス改革の実施

- 「仕事のやり方」の見直しを中心に、例えば、文書管理フォルダの体系的整理、ペーパレス化に伴うスペースの有効活用、業務の性質に応じた最適なレイアウト変更等に取り組む

### 6 超過勤務の縮減

- ・勤務時間管理の徹底（ICTを活用したスケジュールの共有・業務の進行管理、不要・不急の業務の見直しを通じた効率化）
- ・超勤勤務及びその業務内容の事前申告の徹底、**ノー残業デーの設定等**
- ・毎水曜日における定時退庁割合を70%とすることを目指す（課室単位での数値の目標設定）
- ・毎水曜日における各部局等別の定時退庁割合等の情報共有

### 7 休暇（年次休暇・夏期休暇等）の一層の取得促進

- ・年休取得15日の目標達成に向けて夏季休暇（3日）と合わせた1週間の長期休暇の取得等
- ・男の育休・産休について、制度の定期的な周知、管理職員による対象職員の把握や対象職員に対する取得の促進